

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年3月25日

月曜日

号外(5)

目次

人事委員会規則

- 富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第27項、第29項、第31項、第32項又は第34項の規定による給料に関する規則 1
- 富山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 18
- 富山県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 19
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 20
- 級別職務に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 23
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 24
- 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 26
- 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 30

人事委員会告示

- 富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正 31
- 選考の委任についての一部改正
- 選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正 32

規 則

富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第27項、第29項、第31項、第32項又は第34項の規定による給料に関する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第1号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第27項、第29項、第31項、第32項又は第34項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）附則第27項、第29項、第31項、第32項又は第34項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号。以下「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第27項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第25項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号。以下「給料規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない給与規則別表第13から別表第20までに定める初任給基準表（第6条第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 給与規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 給与条例第3条第3項の規定により職員が属する職務の級における

最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第2条第2項又は第4項の規定により定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第4条第4号ア及び第6条第4号アにおいて「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第27項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第27項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（給与条例附則第29項の人事委員会で定める職員）

第4条 条例附則第29項の人事委員会で定める職員は、警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下この条において「任命」という。）により職員となった者のうち、次に掲げる職員とする。

- (1) 任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員
- (2) 任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (5) 任命日の前日から任命日までの間の俸給表（任命日の前日に当該職員に適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。第11条第1項第1号において「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表をいう。）の俸給月額が増額改定又は減額改定（俸給月額を改定する法律が制定された場合において、当該法律による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が増額され、又は減額されることをいう。）をされた職員
（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第31項の規定による給料の支給）

第5条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第31項の規

定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の号給表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との

合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第5条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第31項の規定による給料の支給）

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項並びに第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第

6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第7条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを

除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会が定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に

掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額) に 100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第32項の規定による給料の支給）

第8条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に 100分の70を乗じて得た額（当該額に

50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第9条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において

適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第32項の規定による給与の支給)

第10条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される

給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に給料規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- （警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する給与条例附則第32項の規定による給料の支給）

第11条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となった者にあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

(1) 任命日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）任命日の前日に当該給料表異動等に相当する給与法第6条第1項に規定する俸給表（以下この条において「俸給表」という。）の異動を異にする異動又は俸給表の異動を異にしない昭和44年人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第2に定める初任給基準の異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下この号において「俸給表異動等」という。）があつたものとした場合（俸給表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの俸給表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

- (2) 任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 任命日の前日に当該職員が受けていた俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額（次号において「特定任命前俸給月額」という。）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 特定任命前俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 特定任命前俸給月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会が定める額
- (5) 任命日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定または減額改定をされた職員 任命日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は

第1項第1号から第3号までに規定する俸給月額及び給料月額について特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額及び給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

（人事交流等職員に対する給与条例附則第32項の規定による給料の支給）

第12条 給料規則第18条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第25項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして同項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第12条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第12条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員

の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第12条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第32項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて給料規則第18条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（この規則により難しい場合の措置）

第13条 任命権者は、給与条例附則第27項、第29項、第31項、第32項又は第34項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱をすることができる。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第27項、第29項、第31項、第32項又は第34項の規定による給料に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・企画・任用課)

富山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川合 哲

富山県人事委員会規則第2号

富山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

富山県人事委員会事務局組織規則（昭和42年富山県人事委員会規則第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中

課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
主幹、副主幹 及び主査	特命事項をつかさどる。

を

課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する（特命事項を担当する係長にあつては、特命事項をつかさどる。）。
主幹及び副主幹	特命事項をつかさどる。

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

富山県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第3号

富山県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

富山県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県人事委員会規則第218号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項及び第4項、第4条第1項及び第4項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（人委・企画・任用課）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「3級」を「4級」に改める。

第31条第3項中「第1項第1号」の次に「又は前項第4号」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

富山県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第5号

富山県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員の退職管理に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第533号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「新型コロナウイルス対策監」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第6号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第538号）の一部を次のように改正する。

別表第1議会事務局の項3級及び4級の欄中「主査」を削り、同表知事部局の部本庁の款共通の項3級及び4級の欄中「主査」を削り、同項6級の欄中「班長」を削り、同項7級の欄中「室長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。）」を「室長」に改め、同項8級の欄中「成長戦略室長、デジタル化推進室長、働き方改革・

女性活躍推進室長、広報・ブランディング推進室長、ワンチームとやま推進室長、観光振興室長、行政経営室長、こども家庭室長」を削り、同項9級の欄中「新型コロナウイルス対策監」を削り、同表知事部局の部本庁の款消防課の項5級の欄中「防災航空センター所長」を削り、同項6級の欄に「防災航空センター所長」を加え、同表中

	職員研修所				特任教授	助教授	教授	次長 主任教授		所長	
--	-------	--	--	--	------	-----	----	------------	--	----	--

を

	職員キャリア開発支援センター				特任教授	助教授	教授	次長 主任教授		センター所長 職員研修所長	
--	----------------	--	--	--	------	-----	----	------------	--	------------------	--

に、同表知事部局の部出先機関の款中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、同表中

	富山土木センター					管理検査課長 補佐	次長 管理検査課長 施設管理課長 工務第一課長 立山土木事務所 所長 立山土木事務所 所長代理				
--	----------	--	--	--	--	--------------	--	--	--	--	--

を

	富山土木センター					管理検査課長	次長				
--	----------	--	--	--	--	--------	----	--	--	--	--

						補佐	管理検査課長			
							道路維持課長			
							道路施設課長			
							工務第一課長			
							立山土木事務所長			
							立山土木事務所長代理			

に改め、同表教育委員会の部本庁の款共通の項3級及び4級の欄中「主査」を削り、同項5級の欄中「副班長」を削り、同項6級の欄中「班長」を削り、同表人事委員会事務局の項及び労働委員会事務局の項3級及び4級の欄中「主査」を「係長」に改め、同表備考2中「出納局長」の次に「職員キャリア開発支援センター所長」を加え、同表備考6中「職員研修所」を「職員キャリア開発支援センター又は職員研修所」に改め、同表備考12中「家畜保健衛生所の環境課長、」の次に「女性相談支援センター及び」を加える。

別表第3知事部局の部本庁の款共通の項2級の欄中「主査」を削り、同表中

教 育 委 員 会	本 庁	共通		係長 主査 管理主事 指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任	副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事 管理主事（相当の経験が必要とするものに限る。） 指導主事（相当の経験が必要とする	教育次長 課長 班長 理事 教育理事 教育参事 主幹
-----------------------	--------	----	--	--	--	--

				ものに限る。)	
	生涯学習・文化財 室				室長

を

教 育 委 員 会	本 庁	共通		係長	副主幹	教育次長
				管理主事	主任管理主事	室長
				指導主事	主任指導主事	課長
				生活指導主事	主任生活指導主事	理事
				社会教育主事	主任社会教育主事	教育理事
				研究主事	管理主事（相当の 経験を必要とする ものに限る。）	教育参事
				主任	指導主事（相当の 経験を必要とする ものに限る。）	主幹

に改め、同表教育委員会の部出先機関及び教育機関（学校を除く。）の款共通の項2級の欄中「主査」を削る。

別表第4知事部局の部本庁の款共通の項2級の欄中「主査」を削り、同表教育委員会の部本庁の款共通の項4級の欄中「班長」を削り、同表教育委員会の部4級の欄中「班長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第7号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改

正する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年富山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第13条（見出しを含む。）の改正規定を削り、同規則第12条の改正規定の次に次のように加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第13条の2 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間は、常勤の職員に適用される期末手当及び勤勉手当に関する規則第21条及び第22条第1項の規定にかかわらず、基準日以前6月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間（基準日現在の職と異なる任命権者の会計年度任用職員として在職した期間及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満とされた任期の期間を除く。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人委・企画・任用課）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「新型コロナウイルス対策監」を削り、「職員研修所の所長」を「職員キャリア開発支援センター所長及び職員研修所長」に、

成長戦略室長	
デジタル化推進室長	
働き方改革・女性活躍推進室長	
広報・ブランディング推進室長	
ワンチームとやま推進室長	
観光振興室長	
行政経営室長	
こども家庭室長	
健康対策室長	

を

「本庁の室長」に改め、「検査室長」を削り、「職員研修所の次長」を「職員キャリア開発支援センター又は職員研修所の次長」に、「職員研修所の主任教授」を「職員キャリア開発支援センター又は職員研修所の主任教授」に、「本庁の課長及び班長」を「本庁の課長」に、

首都圏本部副本部長	
広域消防防災センターの副所長及び消防学校長	

を

首都圏本部副本部長	
防災航空センター所長	
広域消防防災センターの副所長及び消防学校長	

に、「土木センターの次長、管理検査課長、工務第一課長及び施設管理課長（富山・高岡・砺波）並びに土木事務所の所長代理」を「土木センターの次長、管理検査課長、施設管理課長（高岡・砺波）、道路維持課長、道路施設課長及び工務第一課長並びに土木事務所の所長代理」に、「職員研修所教授」を「職員キャリア開発支援センター又は職員研修所の教授」に、「女性相談センター所長」を「女性相談支援センター所長」に、同表教育委員会の項中「生涯学習・文化財室長」を「本庁の室長」に、「本庁の課長、室次長及び班長」を「本庁の課長及び室次長」に、同表備考1中「職員研修所の所長」を「職員キャリア開発支援センター所長、職員研修所所長」に、同表備考7中「生涯学習・文化財室長」を「本庁の室長」に改める。

別表第1中備考10を備考11とし、同表備考9中「あつては、」を「あつては」に、「事務部長」を「事務部長（前項の規定により6種が適用される事務部長を除く。）」

に改め、同表中備考9を備考10とし、同表備考8の次に次のように加える。

- 9 教育委員会の項中県立学校の事務部長については、人事委員会が認める場合にあつては、区分を6種とすることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第9号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第267号）の一部を次のように改正する。

別表南砺市立利賀小学校及び南砺市立利賀中学校の項を削り、同表南砺市立南砺つばき学舎の項の次に次のように加える。

南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村 184
----------	------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第10号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出しを「（看護職員等処遇改善手当）」に改め、同条第1項中「勤務1月につき12,000円」を「次の表に定めるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

支給対象職員	手当の額
1 保健師、助産師、看護師又は准看護師	月額 12,000円
2 保健師、助産師、看護師又は准看護師を補助する職員	月額 6,000円

第6条の2第2項中「同項中」を「同項の表中」に、「とする」を「と」、「6,000円」とあるのは「6,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする」に改める。

第20条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第20条中第4項を第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「及び第2号」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第2項第10号」を「第2項第9号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第2項第12号」を「第2項第11号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 条例第37条第1項第4号に掲げる業務 680円（当該業務が夜間におけるものであるときは、1,050円）

第20条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第37条第1項第4号の人事委員会規則で定める業務とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 巡回監視、応急作業又は災害状況の調査
- (2) 避難所運営等の業務
- (3) 被災地に派遣されて行う保健医療福祉活動又は保健医療福祉調整本部等の指揮調整機能等の支援

- (4) 前3号に掲げるもののほか、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺で行う人事委員会が認める業務

第37条第2項の表及び第3項並びに第38条第1項及び第3項中「看護職員処遇改善手当」を「看護職員等処遇改善手当」に改める。

第2条 特殊勤務手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

第6条の表中「、班長」を削る。

第7条第1項各号を次のように改める。

- (1) その勤務時間が条例第12条第1項の人事委員会が定める時間（次号において「人事委員会が定める時間」という。）の全部を含む勤務である場合

7,300円

- (2) その勤務時間が人事委員会が定める時間の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる額

ア 人事委員会が定める時間における勤務時間が4時間以上である場合

3,550円

イ 人事委員会が定める時間における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円

ウ 人事委員会が定める時間における勤務時間が2時間未満である場合

2,150円

第20条第1項の表中

土木部	港湾課 建築住宅課	を
-----	--------------	---

土木部	港湾課 都市計画課 建築住宅課	に改め、同条第2項第8号
-----	-----------------------	--------------

中「、潜水器具を着用して潜水調査が行われる箇所又は」を削り、同項第12号中「又はマンホール内」を「、マンホール内又は終末処理場内」に改め、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第5号」に改め、同条第4項各号列記以外の部

分中「第2号及び第4号」を「第2号及び第5号」に改め、同項第4号中「第1項第4号」を「第1項第5号」に改め、同条第5項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第37条第2項の人事委員会規則で定める額（同条第1項第3号に係るものに限る。）は、勤務1時間につき、業務の種類に応じ次の表に定める額とする。

業務の種類		手当の額
潜水業務	20メートルまで	310円
	30メートルまで	780円
	30メートルを超えるとき	1,500円
備考 特に困難な業務で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、この表の手当の額の欄に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。		

別表第3中

2級地	南砺市立利賀小学校	南砺市利賀村 184番地	を
	南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地	
	南砺市立利賀中学校	南砺市利賀村 184番地	
	南砺平高等学校	南砺市大島1203番地	
	南砺市利賀学校給食調理場	南砺市利賀村 184番地	
2級地	南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地	に改め
	南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村 184番地	
	南砺平高等学校	南砺市大島1203番地	

る。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の特殊勤務手当等に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第20条第3項及び第4項の規定は令和6年1月1日から、新規則第6条の2並びに第37条第2項及び第3項並びに第38条第1項

及び第3項の規定は同年2月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 職員が、この規則による改正前の特殊勤務手当等に関する規則第20条の規定に基づいて、令和6年1月1日以後の分として支給を受けた特殊現場作業手当は、新規則第20条の規定による特殊現場作業手当の内払とみなす。

(人委・企画・任用課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「、新型コロナウイルス対策監」及び「、班長」を削り、同項中「、室次長」の次に「、防災航空センター所長」を加え、同項中「、主査」を削り、同表教育委員会事務局の項中「、班長」を削り、同表人事委員会事務局の項中「主査」を「企画・任用課の係長」に改め、同表備考3中「、主査」を削る。

別表第2中

職員研修所	所長、次長、主任教授、教授、助教授
-------	-------------------

を

職員キャリア開発支援センター	センター所長、職員研修所長、次長、主任教授、教授、助教授
----------------	------------------------------

に、「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

富山県人事委員会告示第3号

選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正について

選考により採用又は昇任させる職の範囲について（昭和33年富山県人事委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月25日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

別表中第24項を第25項とし、第19項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、同表第18項の次に次の1項を加える。

19 司書

（人委・企画・任用課）